

1 方針名称・策定の経緯

名称：県産木材の利用の促進に関する基本方針(仮称)

趣旨：平成31年3月に制定した「山梨県県産木材利用促進条例」(以下「条例」という。)は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としている。

条例では、県の責務及び市町村との連携、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等の役割を明らかにし、日常生活又は事業活動を通じて県産木材の利用に取り組むこととしている。

本方針は、このような考えのもと、条例第8条第1項の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する基本的方向、方策、施策などの事項を定めるものである。

2 計画期間

- 令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とする。

3 背景

- 本県の人工林の資源量は、35年で約4倍に増加するなど森林資源が充実
- 国では、公共建築物への木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行 (H22.5)
- この法律に基づき、県において「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定 (H23.3) ※ 県内の全市町村において、同様の方針を策定
- 新たな木質部材の開発や建築基準法の改正等の状況変化を踏まえ、県方針を見直し (H29.9) ※ 県内全市町村も方針を見直し
- 県及び市町村方針に基づき取り組みを進めた結果、県内の公共施設の木造化・木質化施設数は、H23年度の11施設からH30年度の193施設まで増加。
- 一方、県産木材の用途は、チップの割合が約8割と高く、付加価値の高い製材用が約1割と低い状況 (全国は、製材用約6割、チップ用約2割)
- また、本県の住宅の木造率は76%(全国平均57%)と高いものの、木造住宅には県外や海外からの製材品が多く使用されている状況

4 利用促進に関する基本的方向

1. 公共建築物の木造化・木質化の促進

2. 民間施設等への県産木材の利用の促進

3. 県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を促進

5 利用促進のための方策に関する事項

- 県及び市町村における建築物等への県産木材の利用
- 県産木材の安定供給体制の整備
- 県産木材の加工等の体制の整備
- 住宅などへの県産木材の利用
- 県産木材のブランド化の推進
- 普及啓発、木育の推進
- 林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成